

○豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則

平成 5 年 3 月 31 日

規則第30号

豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例（平成 5 年豊橋市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成15年規則33号〕）

(社会保険各法)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める法律は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（一部改正〔平成 9 年規則23号・15年33号〕）

(受給者証の交付申請)

第 3 条 受給資格者又はその家族等は、精神障害者医療費受給者証交付申請書（様式第 1 又は様式第 1 の 2）を市長に提出し、条例第 7 条第 2 項に規定する精神障害者医療費受給者証（様式第 2 又は様式第 3。以下「受給者証」という。）の交付を受けるものとする。

2 前項の申請書の提出の際には、条例第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる受給資格者にあつては第 1 号及び第 2 号、同項第 2 号に掲げる受給資格者にあつては第 1 号及び第 3 号に定める書類等を提示しなければならない。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は前条各号に掲げる法律による被保険者等若しくは被扶養者であることを証するもの
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第 3 項の規定により交付された精神通院医療に係る医療受給者証

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳

3 受給者証の有効期間は、第1項の規定による申請のあった日の属する月の初日（その者が同日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日）からその者が受給資格者でなくなる日までとする。

（一部改正〔平成6年規則31号・7年37号・54号・12年42号・15年33号・18年38号・20年28号・25年31号・26年32号・46号・28年12号・29年35号・30年32号・令和6年57号〕）

（受給者証の更新申請等）

第4条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、精神障害者医療費受給者証更新申請書（様式第4）を市長に提出して受給者証の更新を申請することができる。

2 前項の規定による申請には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、前条第3項中「第1項の規定による申請のあった日の属する月の初日（その者が同日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日）」とあるのは「前回の有効期間の末日の翌日」とする。

3 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、速やかに、当該受給者証を市長に返還しなければならない。

（追加〔平成20年規則28号〕、一部改正〔平成26年規則46号・28年12号・29年35号〕）

（受給者証の再交付）

第5条 受給者又はその家族等は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、精神障害者医療費受給者証再交付申請書（様式第5）を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

2 受給者証を破り、又は汚した場合においては、前項の申請書に当該受給者証を添えなければならない。

3 受給者又はその家族等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

（一部改正〔平成6年規則31号・15年33号・20年28号・26年32号・46号・29年35号〕）

（精神障害者医療費の助成申請）

第6条 条例第9条の規定による医療費の助成の申請は、精神障害者医療費助成申請書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1） 受給者証
 - （2） 条例第6条第1項に規定する医療の給付が行われたことを証明する書類
 - （3） 当該医療に要した費用に関する証拠書類
 - （4） 国民健康保険法又は第2条各号に掲げる法律による付加給付（以下「付加給付」という。）があるときは、当該付加給付に係る支給決定通知書
 - （5） 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めた書類
- （一部改正〔平成15年規則33号・20年28号・26年32号・46号・29年35号〕）

（助成額の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、助成額を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

2 医療費に係る付加給付があるときは、条例第6条の規定により算定された額から付加給付の額を控除するものとする。

（一部改正〔平成15年規則33号・20年28号・26年32号・46号・29年35号〕）

（医療費の助成の時期）

第8条 市長は、条例第10条第2項に規定する医療費の助成を、前条第1項の規定による通知の後に行うものとする。

（全部改正〔平成15年規則33号〕、一部改正〔平成20年規則28号・26年32号・46号〕）

（変更の届出）

第9条 条例第13条に規定するその他市長が定める事項とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 条例第6条第1項に規定する医療の給付を行う保険者（当該保険者の名称又は所在地に変更があったときを含む。）又は当該医療の給付内容
- （2） 被保険者等記号・番号（条例第6条第1項に規定する医療の給付を行う保険者が被保険者等又は被扶養者の資格を管理するための記号及び番号をいう。以下同じ。）

2 条例第13条に規定する届出は、精神障害者医療費受給資格等変更届（様式第7）に受給者証を添えて行なわなければならない。

（一部改正〔平成15年規則33号・20年28号・26年46号・29年35号・令和6年57号〕）

(資格喪失の届出)

第10条 受給者が受給資格者に該当しなくなったときは、速やかに精神障害者医療費受給資格喪失届(様式第8)に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成15年規則33号・20年28号・26年32号・46号・29年35号〕)

(添付書類等の省略)

第11条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出し、又は提示する書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(一部改正〔平成15年規則33号・20年28号・26年46号〕)

(第三者の行為による被害の届出)

第12条 精神障害者医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、精神障害者医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、速やかに第三者の行為による被害届(様式第9)により市長に届け出なければならない。

(追加〔平成20年規則28号〕、一部改正〔平成26年規則46号・29年35号〕)

(精神障害者医療費の助成に関する処分の通知)

第13条 市長は、精神障害者医療費の助成に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を受給者、その家族等、第7条第1項の規定により助成額の決定の通知を受けた申請者その他当該処分の名宛人に通知しなければならない。

(一部改正〔平成9年規則48号・15年33号・20年28号・26年32号・46号〕)

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成20年規則28号・26年46号〕)

附 則

この規則は、平成5年8月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日規則第31号)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、この規則による改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成7年7月7日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 10 月 20 日規則第 54 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 23 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 7 月 31 日規則第 48 号）

この規則は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 11 月 12 日規則第 60 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 2 月 12 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則の施行の日以後の各施設の使用について承認されている日が改正後の各規則に規定する休館日又は休止日に当たるときは、改正後の各規則の規定にかかわらず、当該日は当該施設の休館日又は休止日としない。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 42 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 33 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の様式第 2 の規定により交付されている精神障害者医療費受給者証は、当分の間、改正後の様式第 2 の規定により交付された精神障害者通院医療費受給者証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式第 1 及び様式第 3 から様式第 6 までの様式は、改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 38 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成21年 3 月31日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成25年 3 月28日規則第31号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条中豊橋市児童福祉法施行細則第11条、別表第 1 及び別表第 2 の改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際、改正前の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則様式第 2 の規定により交付されている精神障害者通院医療費受給者証は、当分の間、改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則第 2 の規定により交付された精神障害者通院医療費受給者証とみなす。

附 則（平成26年 3 月28日規則第31号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。（後略）

（豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 5 この規則の施行の際現に第 7 条の規定による改正前の豊橋市精神障害者医療費の

助成に関する条例施行規則の規定に基づいて交付された精神障害者通院医療費受給者証及び精神障害者入院医療費受給者証は、それぞれ同条の規定による改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づいて交付された精神障害者通院医療費受給者証及び精神障害者入院医療費受給者証とみなす。

附 則（平成26年 3 月28日規則第32号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 6 月19日規則第46号）

この規則は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月17日規則第63号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（平成28年 3 月14日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月29日規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年12月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付されている精神障害者通院医療費受給者証及び精神障害者入院医療費受給者証は、それぞれ改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付された精神障害者通院医療費受給者証及び精神障害者入院医療費受給者証とみなすことができる。

3 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することがで

きる。

附 則（平成30年 3 月28日規則第32号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月25日規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和 2 年 6 月19日規則第52号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付されている精神障害者医療費受給者証は、改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付された精神障害者医療費受給者証とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和 2 年12月18日規則第75号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月29日規則第31号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 20 日規則第 15 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式第 6 は、改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則 (令和 6 年 9 月 27 日規則第 57 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定により交付された精神障害者医療費受給者証は、改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付された精神障害者医療費受給者証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式第 2 号及び様式第 3 号は、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。